

# 継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 0 8 号  
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日  
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部  
暴 力 団 対 策 課 長

独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び中小企業倒産防止共済事業における共済金貸付契約等からの暴力団排除の推進について

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）においては、別添2のとおり、本年3月に反社会的勢力との一切の関係遮断の基本方針を盛り込んだ「独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程」（平成22年規程第37号。23年4月1日施行。以下「規程」という。）を制定し、暴力団排除対策を推進することとしたところであるが、今般、警察庁は、同機構が発注する工事契約及び中小企業倒産防止共済事業の共済金貸付契約（以下「工事契約及び共済金貸付契約」という。）、その他機構を当事者とする契約からの暴力団排除をより一層推進するため、機構と協議の上、下記のとおり合意した（別添1合意書を参照）ので、事務処理上遺漏の無いようにされたい。

## 記

### 1 機構の概要等

#### (1) 機構の概要等

機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。（以下「法」という。））に基づき、平成16年7月に設立された法人で、中小企業者等の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付及び共済制度の運営等の事業を行い、別添3のとおり、本部を東京都に置き、全国に、9支部、3事務所及び9中小企業大学校を設けている。

なお、機構の役職員は、法の規定により秘密保持義務を負う（法第13条）とともに、いわゆるみなし公務員とされている（法第14条）。

#### (2) 中小企業倒産防止共済制度の概要

中小企業倒産防止共済制度は、取引先事業者の倒産により売掛金等が回収困難になることを共済事由として、共済契約者が事前に積み立てた掛金の10倍の額を上限に、事業資金を無担保・無保証人で貸し付けるものであり（別添4概要を参照）、中小企業の連鎖倒産の防止を目的に、昭和53年に中小企業倒産防止共済法によって創設され、機構が運営している。

平成22年3月末現在で30万社が在籍し、制度発足以来の貸付件数は26万件、貸付金額は1兆8,000億円に上る。掛金の積立限度額は320万円、貸付金の限度額は3,200万円（積立金の10倍）であるが、制度改正により、23年10月までに800万円と

8,000万円にそれぞれ引き上げられる予定である。

## 2 機構における暴力団排除の取組内容

### (1) 反社会的勢力対応規程等の整備

機構は、工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除対策を推進するため、反社会的勢力に対する基本方針(別添5基本方針を参照)を定め、これをインターネットのホームページ上に公表するとともに、次のとおり、規程において暴力団排除条項を整備している。

#### ア 規程における排除対象者

規程第2条は、反社会的勢力を暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するなどの者と定義している。

#### イ 反社会的勢力への対応要領

- 反社会的勢力に関する情報をデータベース化し、同データベースを活用する(第4条)
- 工事契約及び共済金貸付契約の締結に当たり、反社会的勢力の有無について事前確認を行い、反社会的勢力と判明した場合、当該契約を締結しない(第5条)
- 契約書には、反社会的勢力でない旨の表明及び将来にわたって反社会的勢力に該当せず、関係しないことを確約させるとともに、該当している事実が判明した場合には、無催告で契約を解除する条項を定める(第5条)
- 契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を解除することができる(第6条)
- 工事契約及び共済金貸付契約以外の契約について、その性質又は目的を勘案した上で、工事契約及び共済金貸付契約に準じた取扱いを定め、対応するものとする(第7条)
- 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応要領を明確にする(第8条)等を定めている。

## 3 警察庁と機構の合意事項

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長と機構総務部長との合意事項は、次のとおりである。

### (1) 工事契約及び共済金貸付契約等からの排除対象の明確化

機構が関係する工事契約及び共済金貸付契約等において、規程第2条に掲げる反社会的勢力を排除する(別添1合意書の1(1)を参照)。

### (2) 排除手続の策定

ア 工事契約及び共済金貸付契約等の相手方になろうとする者又は工事契約及び共済金貸付契約等の相手方(以下「契約先」という。)に関し、契約先が暴力団関係者と疑われる何らかの情報を得たときは、機構の部長等(機構の総務部長外各部長並びに北海道支部、東北支部、関東支部、北陸支部、中部支部、近畿支部、中国支部、四国支部及び九州支部の支部長。以下「機構部長等」という。)は、当

該部等又は支部等の区域を管轄する都道府県警察本部の暴力団排除を担当する所属長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対して当該契約先が暴力団関係者に該当するか否かについて、書類及び電磁的記録媒体により照会を行う(回答の手續を含む。)

イ 暴力団対策主管課長は、上記アによる照会を受けたときは、当該契約先が暴力団関係者等に該当するか否かについて、機構の照会元に対し速やかに文書により回答するものとする。

ウ 暴力団対策主管課長は、上記アによる照会以外で契約先に関し、暴力団関係者等に該当すると認める事実を確認した場合には、機構部長等に対して文書により速やかに通報を行う。

エ 機構部長等は、上記アによる回答及びイによる通報を受けた場合は、当該契約先を機構が関係する工事契約及び共済金貸付契約等から排除する。

#### (3) 暴力団関係者等による不当介入に対する通報報告制度の導入

機構部長等は、入札に係る工事契約及び共済金貸付契約等において、契約先が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合における通報報告制度の導入を義務付け、同通報を怠ったと認められる場合における必要な措置を講ずる。

#### (4) 都道府県警察と機構との連携強化

暴力団対策主管課長と機構部長等は上記(2)及び(3)について、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進する。

## 4 都道府県警察の対応

### (1) 暴力団排除への対応

暴力団対策主管課長においては、合意書に基づく照会に適切に対応するとともに、各種事件捜査等の警察活動を通じて、機構が関係する工事契約及び共済金貸付契約等の契約先が暴力団関係者に該当する事実を認めた場合は、別添1合意書の別記様式第3号により、機構部長等に対して積極的な通報を行うこと。

なお、機構は、排除対象に総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ等を含めているところ、警察からの回答又は通報は「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号)に基づき、適切に対応すること。

### (2) 通報報告制度への対応

#### ア 不当介入の通報等を受けた場合

上記3(3)の通報報告制度に基づく不当介入の通報等を受けた場合は、その内容に応じて、契約先に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為について迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく行政命令の発出及び契約先、機構職員等の関係者への保護対策の徹底を図ること。

#### イ 契約先が警察への通報を怠ったと認められる場合

暴力団対策主管課長は、契約先が暴力団関係者等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報を怠ったと認められる事案を認知した場合は、速やかに別添1合意書の別記様式第5号により機構部長等へ通報すること。

## 5 留意事項

### (1) 指導教養の徹底

暴力団対策主管課長は、警察署はもとより、関係部門に対し、各種警察活動を通じて、暴力団員等が機構が関係する工事契約及び共済金貸付契約等を締結していることを認めた場合は、迅速な報告・連絡が行われるよう指導教養を徹底すること。

### (2) 積極的な情報収集

機構に關係する契約先から暴力団關係者等を排除することは、暴力団の資金源を遮断するなど暴力団組織の維持、拡大に係る活動に打撃を与えることにつながるものである。

暴力団対策主管課長は、自らはもとより、関係部門と連携を密にし、機構が關係する工事契約及び共済金貸付契約等への暴力団員等の関与情報を積極的に収集すること。

本件担当

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課暴排係

小野田警視 800-4551

野中警部 800-4556

### 【継続措置状況】

初回発出日：平成23年3月1日

(有効期間：平成31年3月31日)

別添 1

独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約  
等からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第 5 1 号  
11. 02. 25 中機総第 1 号  
平成 23 年 3 月 1 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

貴 志 浩 平 印

独立行政法人中小企業基盤整備機構総務部長

笹 岡 賢 二 郎 印

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の工事契約及び中小企業倒産防止共済事業における共済金貸付契約等（以下「工事契約及び共済金貸付契約等」という。）からの暴力団排除を推進するため、警察庁と機構は、都道府県警察と機構の部等及び支部において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

記

1 機構の工事契約及び共済金貸付契約等から暴力団員等を排除するための連絡体制等

(1) 排除対象の明確化

排除対象は、「独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程」（規程 22 第 37 号。以下「規程」という。）第 2 条に定める反社会的勢力（以下「暴力団関係者等」という。）とする。

(2) 排除手続の策定

ア 機構の工事契約及び共済金貸付契約等その他機構を当事者とする契約の相手方になろうとする者又は同契約の相手方（以下「契約先」という。）に関し、暴力団関係者等と疑われる何らかの情報を得たときは、当該契約先が暴力団関係者等に該当するか否かについて、機構の総務部長他各部長並びに北海道支部、東北支部、関東支部、北陸支部、中部支部、近畿支部、中国支部、四国支部及び九州支部の支部長（以下「部長又は支部長」という。）は、当該部等又は支部の区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」

という。) に対し、書類(別記様式第1号)及び契約先(契約先が法人であるときは、その役員等)の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別をCSV形式(エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式)により記録した電磁的記録媒体(フロッピーディスク等をいう。)により照会するものとする。

なお、電磁的記録媒体への記録に当たっては、氏名カナ(半角とし、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角とし、姓と名の間は全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間をカンマで区切るものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会を受けたときは、当該契約先が暴力団関係者等に該当するか否かについて、機構の照会元に対し速やかに文書(別記様式第2号)により回答するものとする。

ウ 暴力団対策主管課長は、前記アによる照会以外で、契約先に関し、暴力団関係者等に該当すると認める事実を確認した場合には、機構の総務部に対し、速やかに文書(別記様式第3号)により通報するものとする。

エ 機構の部長又は支部長は、暴力団関係者等に該当する旨の前記イに規定する回答又は前記ウの通報を受けた場合は、当該契約先を機構の工事契約及び共済金貸付契約から排除するものとする。この場合において、契約に暴力団関係者等を排除するための条項が定められていないときには、排除に向けた最大限の努力をしなければならない。

オ 機構の部長又は支部長は、前記エにより排除した暴力団関係者等から、相当期間経過後、再度、契約の意思表示又はそれに類する申し出があったときは、暴力団対策主管課長に対し、文書(別記様式第4号)により照会するものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書(別記様式第2号)により回答するものとする。

## 2 暴力団関係者等から不当介入を受けた場合の通報報告制度の導入

### (1) 不当介入を受けた場合における契約先の措置義務について

機構は、入札に係る工事契約において契約先が暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該契約先に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」という。)及び機構への報告を行うことを義務付けるため、入札説明書等に次の趣旨に基づいた記載を追加するものとする。

○暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 機構が発注する工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事等の妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、機構と協議を行うこと。

(2) 不当介入の通知等を受けた場合の取扱いについて

不当介入に係る通報を受けた都道府県警察は、その内容に応じて、契約先に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団対策法に基づく行政命令の発出及び契約先、機構職員等の関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(3) 契約先が警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

ア 暴力団対策主管課長は、契約先が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、機構の部長又は支部長に対し、速やかに文書（別記様式第5号）により通報するものとする。

イ 機構の部長又は支部長は、前記アの通報を受けた場合は、その事実の内容について確認の上、暴力団関係者等の排除の徹底を図るよう要請するとともに、必要に応じて一定のペナルティを課すなど必要な措置を講じるものとする。

3 暴力団情報等の個人情報について

(1) 機構は、情報管理を徹底するため、本合意書に基づく手続により入手した暴力団情報等の個人情報について、本合意書に規定する目的以外に利用することを禁止するとともに、外部への漏洩の防止その他の情報の管理に万全を期するものとする。

(2) 機構の部長又は支部長と暴力団対策主管課長との間の書類及び電磁的記録媒体の送付については、手交をもって行うものとする。

ただし、暴力団対策主管課長の所在地と機構の部長又は支部長の所在地が遠隔地であるなど手交により難いと認められる特段の事情があるとき

には、暴力団対策主管課長と機構の部長又は支部長との間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うこととし、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達防止につき万全を期するものとする。

#### 4 その他

- (1) 暴力団対策主管課長及び機構の部長又は支部長は、前記1及び2について、本合意書に定めるもののほか、実情に応じて個別に取り決める等の方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進するものとする。
- (2) 暴力団対策主管課長及び機構の部長又は支部長は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。なお、決定した事項について、暴力団対策主管課長は警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に、機構の部長又は支部長は機構総務部長に対してそれぞれ報告をするものとする。



別記様式第1号（照会）

00.00.00 中機\_\_第\_\_号

平成 年 月 日

\_\_\_\_県警察本部暴力団対策主管課長 殿

中小企業基盤整備機構 部長（支部長） 印

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく照会について

下記の者に関し、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月1日付け警察庁丁暴発第51号、11.02.25中機総第1号）に規定する暴力団関係者等に該当するか否かについて照会します。

## 記

### 1 申請者

- (1) 商号又は氏名
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 役員等の役職・氏名・生年月日・住所等  
別紙のとおり

添付書類：別紙

※本様式は適宜変更して差し支えない。

（Excel（CSV）の別紙）

※ 別紙は、電磁的記録媒体を印刷したものとする。

別記様式第2号（回答）

文書番号

平成 年 月 日

中小企業基盤整備機構 部長（支部長） 殿

\_\_\_\_\_県警察本部暴力団対策主管課長 印

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく回答について

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月1日付け警察庁丁暴発第51号、11.02.25中機総第1号）に基づき、平成 年 月 日付け（00.00.00中機\_\_第\_\_号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

#### 記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 照会に係る調査結果
  - ・該当する
  - ・該当しない
- 5 理由
- 6 その他

※本様式は適宜変更して差し支えない。

別記様式第3号（自主的な情報の提供）

文書番号

平成 年 月 日

中小企業基盤整備機構 総務部長 殿

\_\_\_\_\_県警察本部暴力団対策主管課長 印

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通報について

下記の契約先等において、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月1日付け警察庁丁暴発第51号、11.02.25中機総第1号）に規定する暴力団関係者等に該当すると認める事実を確認したので通報します

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 該当する理由
- 5 その他

※本様式は適宜変更して差し支えない。

別記様式第4号（再照会）

00.00.00 中機\_\_第\_\_号

平成 年 月 日

\_\_県警察本部暴力団対策主管課長 殿

中小企業基盤整備機構 部長（支部長） 印

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」の照会について

平成 年 月 日付け\_\_号により排除要請を受け、排除した下記の者に関し、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月1日付け警察庁丁暴発第51号、11.02.25 中機総第1号）に規定する暴力団関係者等に該当するか否かについて照会します。

## 記

### 1 申請者

- (1) 商号又は氏名
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 役員等の役職・氏名・生年月日・住所等  
別紙のとおり

### 2 排除年月日

平成 年 月 日

※本様式は適宜変更して差し支えない。

別記様式第5号（通報報告制度）

文書番号

平成 年 月 日

中小企業基盤整備機構 部長（支部長） 殿

\_\_\_\_\_県警察本部暴力団対策主管課長 印

暴力団員等から不当介入を受けた契約先が都道府県警察への通報等を怠ったと認められる事案について（通報）

中小企業基盤整備機構の契約先が、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、\_\_\_\_\_県警察への通報等を怠ったと認められたため、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の工事契約及び共済金貸付契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月1日付け警察庁丁暴発第51号、11.02.25中機総第1号）に基づき、別紙のとおり通報します。

添付書類：別紙

※本様式は適宜変更して差し支えない。

別 紙

	取扱警察	県 警察署 課
契約先	所在地 ( ) -	
	商号又は氏名	
	代表者 ( ) -	
不当介入に係る 行為者	住所  氏名	
発生日時・場所  件名	平成 年 月 日 時 分頃  件名	
不当介入の内容・ 被害の状況		
契約先の通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況		

## 別添 2

### 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程

平成 23 年 3 月 1 日

規程 22 第 37 号

#### (目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の反社会的勢力に対する基本方針（平成 23 年 3 月 1 日）に基づき、機構における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- 四 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

- イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

(体制)

第3条 総務部コンプライアンス統括室は、反社会的勢力との関係の排除、反社会的勢力からの不当要求への対応その他反社会的勢力への対応に関し、必要な支援を各部署に対し行う。

- 2 部等（独立行政法人中小企業基盤整備機構組織規程（規程16第2号）第3条に規定する本部の部等をいう。以下同じ。）の長及び支部（同規程第2条第2項に規定する支部をいう。以下同じ。）の長は、反社会的勢力対応責任者（以下「対応責任者」という。）及びその代行者（以下単に「代行者」という。）を指名し、総務部コンプライアンス統括室に届け出るものとする。

(情報収集)

第4条 機構は、反社会的勢力に関する情報のデータベースを作成し、部等及び支部に提供する。

- 2 部等及び支部は、反社会的勢力に関する情報を取得した場合は、当該情報を前項のデータベースに登録しなければならない。

(事前確認等)

第5条 部等の長又は支部長は、機構を当事者とする次の各号に掲げる契約（以下「工事契約及び共済金貸付契約」という。）の相手方の決定に当たっては、前条第1項のデータベースの参照、公にされた情報の検索等により、当該工事契約及び共済金貸付契約の相手方が国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体の監督を受ける機関である場合を除き、相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認しなければならない。この場合において、部等の長又は支部長は、必要に応じて警察若しくは暴力追放運動推進センターへの照会も併せて行うものとする。

- 一 工事契約（建築工事、機械工事、電気工事その他の工事に係る契約（その下請契約、再委託契約等を含む。）をいう。）
- 二 中小企業倒産防止共済事業の共済金貸付契約



- 2 機構は、前項の規定による確認により工事契約及び共済金貸付契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合は、契約の相手方として決定することができない。
- 3 機構は、工事契約及び共済金貸付契約の相手方が国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体の監督を受ける機関である場合を除き、締結しようとする工事契約及び共済金貸付契約に反社会的勢力を排除する条項（相手方に、現在及び将来において反社会的勢力に該当しないことを表明及び確約させ、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に、無催告で契約を解除する条項をいう。以下同じ。）を定めるものとする。
- 4 第1項又は前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の監督を受ける機関が契約の相手方である場合において、相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認し、契約に反社会的勢力を排除する条項を定めることを妨げない。

（契約の解除）

第6条 機構は、工事契約及び共済金貸付契約の締結後にその相手方が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、無催告で当該工事契約及び共済金貸付契約を解除することができる。この場合において、部等の長又は支部長は、あらかじめ警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関（以下単に「外部専門機関」という。）と十分に協議し、適切に対応するものとする。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて機構の信用を棄損し、又は機構の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

2 部等の長又は支部長は、前項の規定による工事契約及び共済金貸付契約の解除の際は、あらかじめ関係する役員及び総務部コンプライアンス統括室に報告する。

（前二条に準じた対応）

第7条 機構は、機構を当事者とする契約等について、その性質又は目的を勘案した上で前二条に準じた取扱いを定め、対応をするものとする。

（不当要求への対応）

第8条 反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、役職員の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

- 2 反社会的勢力による不当要求を受けた場合は、役員にあつては総務部コンプライアンス統括室に、職員にあつては当該職員の所属する部署の対応責任者に、当該不当要求について直ちに報告しなければならない。
- 3 対応責任者又は代行者は、前項の報告を受けた場合は、総務部コンプライアンス統括室に報告し、対応方針について必要に応じ協議するとともに、直ちに關係する役員に報告する。
- 4 対応責任者又は代行者は、必要に応じて、關係部署に情報提供を行うとともに警察への通報を行う。
- 5 反社会的勢力による不当要求への対応は、当該不当要求を受けた部等又は支部の対応責任者又は代行者が行うものとする。

(役員会への報告)

第9条 第6条第2項、前条第2項及び第3項の規定による報告があつた場合は、総務部コンプライアンス統括室は、必要に応じ報告の内容その他反社会的勢力への対応状況について役員会に報告する。

(他機関との連携)

第10条 部等の長及び支部長は、平素から外部専門機関との連携関係を構築するよう努めなければならない。

(その他)

第11条 前各条に定めるもののほか、反社会的勢力への対応の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3項の規定は、この規程の施行日以後に新たに締結し、又は更新する契約から適用する。

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構組織一覧

名 称	所 在 地	電話番号	担当区域 (都道府県名)
本部	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-3433-8811	—
北海道支部	北海道札幌市中央区北2条西1丁目1-7 O R E札幌ビル6階	011-210-7470	北海道
東北支部	宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第1生命タワービル6階	022-399-6111	青森、岩手、秋田、 宮城、山形、福島
関東支部	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-5470-1509	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山 梨、長野、静岡
信越事務所	新潟県三条市上野原570	0256-39-7485	—
北陸支部	石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5761	石川、富山、福井
中部支部	愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-201-3003	愛知、三重、岐阜
近畿支部	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャндаイズスマートビル11階	06-6910-2235	大阪、滋賀、京都、 奈良、和歌山、兵庫
中国支部	広島県広島市中区八丁堀5番7号 住友生命広島八丁堀ビル3階	082-502-6300	広島、岡山、鳥取、 島根、山口
四国支部	香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟7階	087-811-3330	香川、愛媛、高知、 徳島
九州支部	福岡県福岡市博多区祇園町4-2 博多祇園B L D G.	092-263-1500	福岡、長崎、佐賀、 大分、宮崎、熊本
南九州事務所	鹿児島県鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6階	099-219-7882	鹿児島
沖縄事務所	沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1	098-859-7566	沖縄
中小企業大学校	所在地	電話番号	
旭川校	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200	
仙台校	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811	
三条校	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770	
東京校	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1192	
瀬戸校	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400	
関西校	兵庫県神崎郡福崎町高岡	0790-22-5931	
広島校	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955	
直方校	福岡県直方市永満寺1,463-2	0949-28-1144	
人吉校	熊本県人吉市鬼木町梢山1,769-1	0966-23-6800	

## 中小企業倒産防止共済制度（共済金貸付契約）概要

### <共済貸付契約の概要>

中小企業者が、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者自らが連鎖倒産する等の事態を防ぐため、請求により共済金の貸付けを受けることができる制度。

#### ○毎月の掛金

5,000円～8万円（5,000円単位）の範囲内で自由に選択。最高320万円まで積み立て可。

#### ○加入資格者

引き続き1年以上事業を行っている中小企業者。

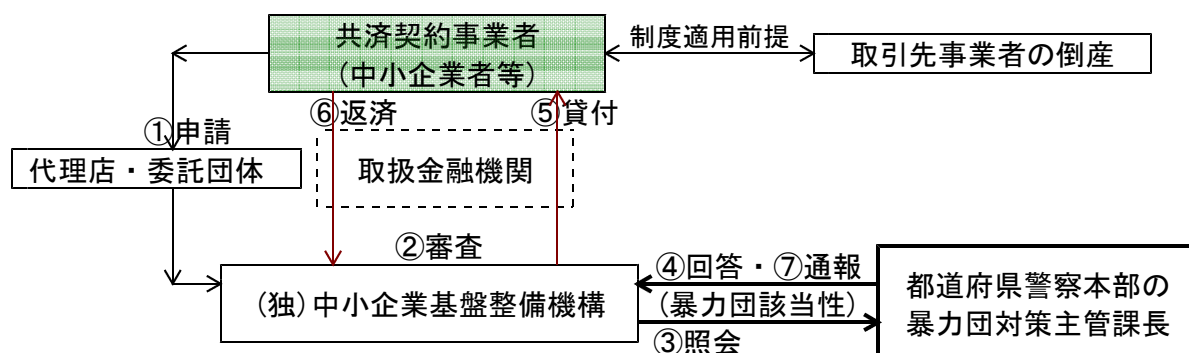
#### ○共済金の貸付け

本制度に加入後6か月以上を経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収困難になった場合に、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）の額の共済金の貸付けを無担保、無保証人で受けられる。

#### ○加入の申込先

- ・代理店：全国の金融機関の本支店
- ・委託団体：市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等

### ●契約の手續及び暴力団排除の手續



#### ①申請、②審査、⑤貸付、⑥返済

- ・共済契約者は、代理店（共済金貸付契約業務の委託を受けている全国の金融機関の本支店）又は委託団体（同業務の委託を受けている市町村の商工会等）を経由して、必要書類を提出して共済金の貸付けを請求する。
- ・請求を受けた機構は、当該共済契約者に係る倒産した取引先事業者との商取引の確認等による審査を行い（返済能力審査ではない）、貸付契約の締結に至った場合には、金融機関を通じて当該共済契約者への貸付けを実行し、貸付けを受けた共済契約者は、金融機関を通じて機構に返済する。

#### ③照会

機構では、上記共済契約者について暴力団等と疑わしい情報を把握した場合、機構各部長又は各支部長名で当該共済契約者の暴力団該当性について、当該共済契約者の所在地を管轄する都道府県警察の暴力団対策主管課長に対して、照会を行う。

#### ④回答・⑦通報

照会を受けた都道府県警察の暴力団対策主管課長は、回答に当たっては、必要に応じて、当該暴力団員等の個人登録責任都道府県警察に対して認定状況等の確認を行うなど確実を期す。また、捜査等の過程で共済契約者が暴力団関係者に該当する事実を認めた場合には、積極的に機構に通報する。

### 中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」

1. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等)とは、一切関係を持ちません。
2. 反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、民事・刑事の両面から法的対応を行い、かつ、対応する役職員の安全確保に努めます。
3. 以上を全うするため、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部機関との緊密な連携を図ります。

※中小機構ホームページに掲載する(平成23年3月1日より)。